

経 済 要 録

国 内

◆土地関連融資に関する大蔵省通達等について

大蔵省は4月16日各金融団体に対し、土地関連融資に関する銀行局長通達および事務連絡を行った。その内容は以下のとおり。

1. 投機的な土地取引の助長等の社会的批判を招来しないための配慮方の要請。
2. 金融機関から徴求している「土地関連融資実行状況」の提出回数を従来の年1回から、今後1年間は年2回(半年度毎)に変更。

◆政府税制調査会の中間報告について

政府税制調査会は4月25日中間報告を発表した。同調査会は、昨年9月、内閣総理大臣より税負担の軽減、合理化のための方策、財源確保のための方策等を含む税制改革の方向について明らかにするよう諮問を受け検討を進めてきた。当中間報告では、所得税、法人税につき、負担の軽減、合理化に資する方策を中心に基本的な方向を示している。その骨子は以下のとおり。

1. 所得税

(1) 負担の軽減合理化の方向

わが国においては、高度成長期を通じ、所得分布が著しく平準化する一方、歳出面においても社会保障制度が大幅に充実されてきている。これに加えて、今後、人口構成の高齢化、経済の安定成長の定着化が展望されることにかんがみれば、納税を公平感をもって行うことの重要性はさらに高まっていくものと思われる。そのためには、現行税制を社会経済情勢の変化等に即応するように見直すことにより、国民の理解と信頼に裏付けられた安定した歳入構造を確立することが喫緊の課題と考える。

わが国の税負担水準は主要諸外国と比較して低い。それにもかかわらず、納税者の負担感、重圧感が強いのは、①中堅所得階層を中心とする負担累増感、②各

種所得者間の不均衡感の問題があると考えられる。したがって、個人所得課税の負担の軽減、合理化を考えるにあたっては、制度の枠組み自体について抜本的な見直しを行う必要がある。

以上の観点を踏まえ、以下の分析と検討に基づき、次のような方向で、所得税および個人住民税について抜本的な負担の軽減、合理化を図ることとしてはどうかと考える。

- ① 累進構造の緩和
- ② 配偶者に対する特別の控除
- ③ 給与所得控除の性格の明確化と実額控除選択制度の導入

(2) 負担累増感の問題への対応

わが国では中堅サラリーマン層を中心に税負担感が強い。給与所得者の生涯の各段階における稼得、支出のパターンを見ると、年収は就職時の低い水準から中堅段階に至るとある程度の水準に達しはするが、他方支出も増加する。さらに累進課税により税負担も累増する。このような現象が収入の増加にもかかわらず絶えず負担累増感を抱せる背景となっている。こうしてみると、負担累増感の原因は、強い累進度と税率の区分の刻みの多さにあると考えられる。所得水準が平準化し社会保障制度の充実されている状況の下で個人所得税に求められる所得の再分配の役割りが、かつてに比べ相対的に弱まっていること等の状況を踏まえれば、税率構造全体として累進度を相当程度緩和し、所得税と個人住民税を合計した最高税率を6割台に引下げるとともに、税率区分の幅の拡大、刻み数の大幅な削減により簡素化を図る方向で検討を行うことが望ましいと考える。

(3) 各種所得者間の不均衡感の問題への対応

サラリーマンが他の所得者との比較において不平等感を抱く一因としては、①家業を営む自営業者に認められている夫婦間の所得分与の道がなく、②事業所得者とは異なり実額による経費計算やそれを通じての申告納税への参加が認められていないこと等、制度面の問題があると考えられる。

まず、所得分割については、事業所得者において青色事業専従者給与の支払を通じて実際上所得分割が行われているため、サラリーマンについても、個人所得課税の単位に変更を加える二分二乗制の採用により負担の累進度を緩和することが考えられるが、配偶者の有無による税負担の変動が大きくなり過ぎること、共稼ぎが相対的に不利になる等の問題があり、慎重に対応すべきである。もっとも事業所得者において配偶者への所得分与が行いうることとの関連で、主として片稼ぎの給与所得世帯について税負担の調整を図ることは十分考慮に値する問題である。そこで、主として家事労働を行う配偶者の他方の配偶者の所得稼得への貢献といった事情を念頭に置きつつ、給与所得者の世帯として税負担の軽減を図る趣旨で、稼得者の所得について、現行の配偶者控除に加え、特別の控除を設けることはどうかと考える。

また、給与所得控除の方式についても給与所得者の不満感、不公平感が強いのは、給与所得控除の性格が明らかでないこと、経費について実額控除が行えないこと、またその結果、申告納税が行えないことにあると考えられるため、現行の給与所得控除を、給与所得者の「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分け、そのうえで、「勤務費用の概算控除」について、選択により、現実の勤務に要した費用の控除ができるようにし、給与所得者にも、申告納税の道をひらくこととしてはどうかと考える。

2. 法人税について

(1) 法人の税負担水準

わが国法人税の実効税率は、昭和30年代から40年代を通じ概ね4割台であったが、厳しい財政事情を背景に逐次その税率が引上げられ、現在は5割を超えるに至っており、先進諸外国と比較しても高くなっている。したがって今後における法人課税の税率の水準については、我が国の税体系に占める法人課税の地位が先進諸外国に比して格段に大きいこと、諸外国の法人税率が概して低下傾向にあることを考慮し、中期的にみて、実効税率が5割台を下回るようになるよう検討していくのが適当である。

(2) 課税ベース

課税ベースについても、税負担の公平、税制の経済に対する中立性といった観点から租税特別措置、引当金等につき見直しを行なうべきである。また、減価償

却制度についても耐用年数等、種々の観点からの見直しが必要である。

(3) 法人税、所得税の負担調整に関する基本的仕組み

現行の法人税、所得税の負担調整に関する基本的仕組みは、シャープ勧告以降定着した配当税額控除制度による個人段階での調整を基本としつつ、昭和36年度改正において導入された配当軽減制度による法人段階での調整を組合わせたものとなっている。こうした仕組みについては、わが国経済が安定成長期を迎えかつその国際化が一層進展しつつあることを踏まえ、経済活動に対する中立性、国際的な資本移動への影響、制度および税収の安定性を考慮しつつ、制度の簡素化等の観点も含め今後さらに検討を行うことが適当であると考える。

◆先進国首脳会議における「経済宣言」について

東京サミット(先進国首脳会議)は、5月6日「東京経済宣言」を採択した。宣言の骨子は以下のとおり。

1. 昨年来のインフレ率、金利の低下および為替レートの変化などにより、世界経済はインフレなき持続的成長を遂げたが、成長を阻害する困難は依然存在する。
2. すべての国において効果的経済構造調整政策が実施される必要がある。
3. 中長期的に公共支出の抑制が必要である。
4. 雇用創出政策を行う必要がある。
5. サミット参加国の間で経済政策の協調を行う必要がある。
 - ① 7か国蔵相会議を創設し、それぞれの国の経済目標および見通しの整合性を検討する。
 - ② 相互の多角的な監視を強化する。
 - ③ 有益であれば為替市場に介入する。
 - ④ 5か国蔵相が国際通貨制度、および関連する経済政策措置について討議する場合は、カナダ、イタリアを含める。
 - ⑤ 次回のサミットで蔵相が進捗状況を報告する。
6. 一次産品輸出依存度の高い諸国の製品の加工度の向上、経済の多様化を支援する。
7. 開発途上国への公的資金の流れを維持する。早急な国際開発協会(I D A)の第8次増資、適当な場合には世界銀行の一般増資を行うことを重視する。
8. 国際的債務問題につき、米国のイニシアチブで協同的戦略をとることを歓迎する。
9. アフリカ諸国を支援する用意がある。

10. 貿易制限を軽減・撤廃するコミットメントを再確認する。新ラウンドを早期に開始する。
11. 農業生産構造を調整するための OECD の作業を全面的に支持する。
12. エネルギー市場の安定と供給保証を達成するための政策の継続性が必要である。
13. 米国の有人宇宙基地計画、欧州宇宙機関の計画参加国の協力関係、経験・技術交流の重要性を強調する。

◇4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、4月25日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

61年1～3月のM2+C D平残の前年比伸び率は、+9.0%と前期(+9.0%)並みとなる見込み。

4～6月については、概ね8%台、若干の振れがあるとしても9%前後の伸び率になる見通し。

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は4月25日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度をⅠのとおり変更し、61年5月19日より実施することを決定するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおりとすることを決定した。

Ⅰ 金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度

(下線部分は今回改定、カッコ内は変更幅)

1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間

3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。)

当座預金 無利息

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。)

その他の預金

年4.38%(-0.37%)

年2.13%以下(-0.37%)

年3.38%以下(-0.37%)

年4.13%以下(-0.37%)

年4.38%以下(-0.37%)

年1.13%(-0.12%)

年0.63%(-0.12%)

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年もの(期限前払戻の場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年4.88%(+0.13%)とする。

3. 実施日

昭和61年5月19日

ただし、昭和61年5月18日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る)については、昭和61年6月18日までは、なお従前の例による。

4. 金融機関が、上記金利の最高限度変更の日以降大蔵大臣が別に定める日から1年間を経過する日の前日までの間、福祉年金等の受給者(昭和61年2月18日大蔵省告示第20号参照)から1人につき150万円の範囲内で受入れる期間1年の定期預金または定期貯金および上記受給者から1人につき掛金総額50万円の範囲内で受入れることを約する定期積金であって第1回目の掛金を上記期間中に受入れるものについては、その金利を臨時金利調整法に基づき定められている金利の最高限度の適用除外とする。

Ⅱ 昭和61年5月19日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(下線部分は今回改定、カッコ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの 年2.13%以下(-0.37%)

期間6か月のもの 年3.38%以下(-0.37%)

期間1年のもの 年4.13%以下(-0.37%)

期間2年のもの 年4.38%以下(-0.37%)

ただし、

イ. 期間2年のものの1年

を経過した日に行われる 年3.38%以下(-0.37%)

中間利払の利率

ロ. 期限前払戻の場合の預入期間中の利率

(イ)預入期間が6か月未満 当該払戻が行われる日の場合 普通預金の利率以下

- (ロ)預入期間が6か月以上 年2.63%以下(-0.37%)
1年未満の場合
- (イ)預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年3.13%以下(-0.37%)
- (ニ)預入期間が1年6か月以上の場合 年3.88%以下(-0.37%)
- ハ、期限後利率
- (イ)現払の場合(他預金への振替を含む) 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下
- (ロ)定期預金または据置貯金に継続書替の場合 継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率
- 据置貯金 定期預金の利率に準ずる
- 定期積金 年2.28%以下(-0.12%)
- ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
- (2)当座預金 無利息
- (3)納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む) 年1.13%以下(-0.12%)
- ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率 普通預金の利率以下
- (4)その他の預金
- 普通預金および普通貯金 年0.38%以下(-0.12%)
- 通知預金 年0.63%以下(-0.12%)
- ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
- 別段預金およびその他の雑預金 年0.38%以下(-0.12%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率ならびに利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとするができる。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年2.63%以下(-0.37%)、期間6か月以上のものについては年3.63%以下(-0.37%)とする。

4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、昭和61年5月18日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和61年6月18日までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金利率の引下げについて

政府は5月1日、郵便貯金利率を以下のとおり引下げ、昭和61年5月19日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は5月7日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	1.80	1.92
積立郵便貯金	2.64	2.76
定額郵便貯金		
6か月以上1年未満	2.63	3.00
1年以上1年6か月未満	3.13	3.50
1年6か月以上2年未満	3.88	4.25
2年以上2年6か月未満	4.23	4.60
2年6か月以上3年未満	4.28	4.65
3年以上	4.38	4.75
定期郵便貯金		
6か月	3.38	3.75
1年	4.13	4.50
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
3年	4.20	4.32
4年	4.44	4.56
5年	4.68	4.80
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
3年	3.12	3.24
4年	3.36	3.48
5年	3.60	3.72
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	2.28	2.40
2年1か月以上	2.52	2.64
〔国民金融公庫等から貸付を受なかった場合〕		
2年未満	2.52	2.64
2年	2.64	2.76
2年1か月以上	2.76	2.88

◆短期貸出標準金利等の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出標準金利等を次のとおり引下げ、5月19日から実施した(4月25日発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
信用度の特に高い手形の割引および貸付(標準金利)	4.125	4.5
その他の手形の割引ならびに貸付	5.875	6.25
当座貸越	6.875	7.25

◆政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、4月28日発行分から実施した(4月24日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

	変更後	変更前
割引歩合	3.375	3.875
応募者利回	3.393	3.899

◆割引国債の応募者利回り引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(5月1日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	78.75	75.25
応募者利回(%)	4.893	5.851

◆政府保証債・公募地方債の発行条件改定

政府は政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、5月債より実施した(5月15日に決定)。なお長期国債については、発行条件据置き(表面利率5.1%、発行価格100.00円、応募者利回り5.100%)。

政府保証債・公募地方債の発行条件

		変更後	変更前
政府保証債	表面利率(%)	5.5	5.3
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	5.577	5.376
公募地方債	表面利率(%)	5.5	5.3
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	5.577	5.376

◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し
5月債から実施した(5月15日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	5.7	5.5
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	5.735	5.534